

1 趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により市民生活に大きな影響が生じていることから、家計負担の軽減を図るとともに、市内消費を喚起するため、鬼まちペイ（プレミアム付デジタル商品券）・鬼まちクーポン（給付型商品券）を発行するにあたり、使用可能な店舗の登録等について定めるものです。

2 事業概要

(1) 発行者

鬼まちペイ・鬼まちクーポン発行事業実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）

(2) 名称、使用範囲及び区分

・名称

鬼まちペイ

鬼まちクーポン

・使用範囲

赤鬼ペイ：全ての登録店舗で使用可能

青鬼ペイ：市内に本社・本店等を有する登録店舗で使用可能

・種類

デジタル券：デジタル券に印字されている二次元コードを自身のスマートフォン等で読み取ることで、専用のアプリケーションに鬼まちペイ・鬼まちクーポンが入金され、使用できるようになります。

紙券：会計時に、紙券を登録店舗に提示し、お店のスマートフォン等で紙券に印字されている二次元コードを読み取ることで、使用することができます。

※紙券が使える登録店舗のみで使用可能です。

3 鬼まちペイ

(1) 購入対象者及び購入限度口数

・購入対象者

鬼まちペイの購入を希望する世帯主（購入申請日時点）

・購入限度口数

1人10口まで

(2) 販売額

1口あたり5,000円

(3) 額面

1口あたり6,000円

(4) 額面内訳

赤鬼ペイ：4,000円

- 青鬼ペイ：2,000円
- (5) プレミアム率
20%
- (6) 発行口数
60,000口
- (7) 発行総額
3億6,000万円（うち、プレミアム分：6,000万円）
- (8) 申込受付期間
令和8年2月6日（金）から令和8年3月13日（金）（予定）
- (9) 販売期間
令和8年4月16日（木）から4月24日（金）（予定）
- (10) 申込・販売方法
鬼まちペイの購入希望者から事前に申込を受け付けたあと、購入希望者へ引換券を発送します。
購入希望者は、引換券と現金を持って引換券に記載されている販売場所で鬼まちペイを購入することができます。
※販売場所は、購入申込時までに登別市公式ウェブサイトなどでお知らせします。
- (11) 使用期間
令和8年4月16日（木）から令和8年8月31日（月）（予定）

4 鬼まちクーポン

- (1) 配布対象者
登別市民（令和8年1月1日時点で住民基本台帳に記載されている者）
- (2) クーポン内訳
赤鬼ペイ：5,000円
- (3) 発行口数
42,800口（令和7年11月末人口42,798人）
- (4) 発行総額
2億1,400万円
- (5) 使用期間
令和8年3月1日（日）から令和8年8月31日（月）（予定）

5 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの登録店舗

- (1) 登録店舗の対象事業者
登別市内において店舗又は事業所等を有し、事業を営む法人又は個人とする。
（以下「市内事業者」といいます。）
- (2) 登録店舗の要件
登録店舗は、次の①～⑥の要件を全て満たさなければなりません。
- ①登別市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定

する者でないこと。

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。

③インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行う者でないこと。

④政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者でないこと。

⑤宗教法人法第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者でないこと。

⑥鬼まちペイ・鬼まちクーポン発行事業登録店舗募集要項（登別市公式ウェブサイトをご参照ください。）に定める事項を遵守する者であること。

（3）登録店舗の申請

登録店舗になることを希望する市内事業者は、次の期日までに申請書等を実行委員会に提出してください。

・ **第1次募集 令和8年1月23日（金）まで**

・ 第2次募集 令和8年3月31日（火）まで

※1 第1次募集の期日を過ぎますと、鬼まちクーポン配布及び鬼まちペイ購入申請受付開始時の登録店舗一覧表（チラシなど）の掲載に間に合わない可能性があります。

掲載を希望する場合は、第1次募集期日までに申込みをしてください。

※2 市内事業者のうち、市内に複数の店舗等を有し、店舗等ごとに登録店舗になることを希望する場合は、店舗等ごとに申請書を実行委員会に提出してください。

（4）登録店舗の申込方法

以下の方法により、実行委員会へ申請してください。

①専用 Web フォームに必要事項を入力し、申請。

・ URL : <https://logofom.jp/form/szZL/1358191>

②申請書に必要事項を記載し、郵送、メール又は持参により提出。

（5）登録店舗の登録料

無料

（6）登録店舗の承認

・申請が承認された場合、実行委員会より「鬼まちペイ・鬼まちクーポン登録店舗証明書」を送付します。（登録店舗証明は、大切に保管してください。）

・登録店舗には、店舗掲示用のポスター送付しますので、店舗の分かりやすい位置に掲示し、登録店舗である旨を表示してください。

・鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用開始前までに店舗掲示用の二次元コード（三角POP）等を送付しますので、使用開始まで大切に保管してください。

（7）紙券の登録店舗

紙券を使用できる登録店舗とするためには、二次元コードを店舗で読み取るスマートフォン等を常時設置する必要があります。

原則として、自社または自身のスマートフォン等により運用をお願いします。

スマートフォン等を用意できない場合、数量限定でスマートフォンの貸し出しを行いますので、申請書の貸出希望欄にチェックをお願いします。

※スマートフォン等が無い場合でも、デジタル券のみ使用可能店舗として、登録店舗の申請が可能です。

(8) その他

申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに実行委員会に報告してください。

6 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの換金

(1) 概要

- ・ 鬼まちペイ及び鬼まちクーポンにおける換金は登録店舗の手続きなく、プラットフォーム構築業者より自動的に振り込まれるようになるため、特段の手続きはありません。
- ・ 売上の管理は Web 上で確認できるような仕組みとなりますので、確認作業はそちらより行ってください。

(2) 換金方法

- ・ 一定期間に使用された分を振り込みにより支払います。

(3) 換金スケジュール

- ・ 二週に一度のスパンで振り込みする予定としていますが、具体的な換金スケジュールは実行委員会及びプラットフォーム構築業者にて協議の上、別途通知します。

(4) その他

不正行為が発覚した場合は、換金には応じないこととします。

また、換金後に不正が発覚した場合には、既に支払済みの金額の返還を求めます。

その場合、被害額等の損害賠償請求を行うとともに、司法当局に対して告発を行う場合があります。

7 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用制限等

(1) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンは、以下の内容に使用することができません。

- ①土地や家屋の購入、家賃・地代及び駐車料等の不動産の支払い
- ②出資や金融商品など有価証券等の購入
- ③商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- ④たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑤現金との換金、金融機関への預け入れ及び債務の返済
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業に係る支払い
- ⑦事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
- ⑧宝くじ、勝馬投票券等の購入や賭博行為
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩税金や国民健康保険料、水道料金、市指定ごみ袋の購入など、国や地方公共団体

への支払い

⑪病院代、保険調剤の支払い

⑫保育料や月謝、報酬等の支払い

⑬登録店舗が指定する一部の商品の購入やサービスの提供による支払い

⑭その他、実行委員会が指定するもの

(2) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの払い戻しはできないものとする。

(3) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの盗難、紛失又は滅失等に対し、実行委員会は
その責任を負わないものとする。

(4) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンにおける真偽の判定は、登録店舗で行うものと
し、実行委員会はその責任を負わないものとする。

8 登録店舗の遵守事項

(1) 登録店舗であることが分かりやすく伝わるよう、実行委員会から提供された
ポスターを当該登録店舗に掲示すること。

(2) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用を拒んではならないこと。ただし、赤鬼
ペイのみを使用できる登録店舗に限っては、青鬼ペイの使用を拒まなければな
らない。

(3) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

(4) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの偽造等により不正使用の疑いがあるときは、
鬼まちペイの使用を拒否するとともに、速やかに実行委員会に報告すること。

(5) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用を見込んで通常よりも高い価格を設定し
ないこと。

(6) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用に際し、消費者からの苦情や紛争が生じ
た場合、自ら解決に努めること。

(7) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの取扱いに関し、実行委員会から改善要請等が
あった場合、当該要請に従うこと。

(8) 実行委員会が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。

(9) 登録店舗の情報（店舗名・所在地・電話番号等）を実行委員会事務局（登別
市）の広報紙や市公式ウェブサイトのほか、その他広報等媒体へ掲載すること
に同意すること。

9 個人情報の取扱い

(1) 鬼まちペイ・鬼まちクーポンの登録店舗に係る個人情報等については、本事
業に係る事務処理のみに使用するものとする。

(2) 実行委員会が事業を委託する場合、受託事業者は実行委員会から提供された
個人情報等を本事業に係る事務処理のみ使用するものとする。

10 承認の取消し

(1) 実行委員会は、申請の内容に虚偽の事実があったとき又は鬼まちペイ・鬼ま

ちクーポン発行事業登録店舗募集要項の規定に違反したときは、登録店舗の承認を取り消すことがあります。

(2) 実行委員会は、前項の規定により登録店舗の承認を取り消した場合においては、既に換金された金額の全部又は一部の返還を求めることがあります。

1 1 問い合わせ先

登録店舗の登録及び事業全般に関する問い合わせは、実行委員会事務局で受け付けます。

なお、鬼まちペイ・鬼まちクーポンの使用に関する問い合わせの対応のため、別途コールセンターを設けますので、そちらでも受け付け可能です。

【鬼まちペイ・鬼まちクーポン発行事業実行委員会事務局】

住 所：登別市中央町4丁目11番地 アーニス2階 登別市観光経済部内

電 話：0143-85-2171

メール：onimachipay@city.noboribetsu.lg.jp